

宇治市個人情報保護審議会の会議の公開に関する要領

第1 趣 旨

市民の市政参加及び情報公開の一環として、透明かつ公正な審議を図るため審議会等の審議の内容を市民に公開することが求められている。

宇治市個人情報保護審議会においても、宇治市個人情報保護条例第40条第1項に規定する諮問に係る審議を除き、原則的に会議を公開するものとする。

第2 会議の公開方法

- 1 会議の公開は傍聴を認めることにより公開するものとする。
- 2 宇治市民に限らず誰でも傍聴できるものとする。
- 3 傍聴定員は会場のスペースにより5～10名程度とし、先着順とする。
- 4 当日会場に受付を設け、氏名を記載し会議資料を渡す。
- 5 受付にて別紙「傍聴に係る注意事項」を傍聴者に配付する。
- 6 会議資料は当日までに行政資料コーナーに配架する。
- 7 傍聴席は事務局の後ろに並べ、机があれば用意する。
- 8 報道関係者の写真撮影は、会議の冒頭に限り認めるものとする。

第3 会議開催の周知

- 1 会議の開催にあたり、事前に当該会議の概要及び「傍聴に係る注意事項」をホームページに掲載し、行政資料コーナーに別紙「会議開催のお知らせ」を配架する。また、市政だよりについては原稿の締切日を考慮し、可能な限り掲載するものとする。
- 2 会議の資料は行政資料コーナーに配架する。

第4 会議録の作成及び公開

1 作成方法

- (1) 会議録については、審議内容をまとめ、整理した要点筆記とする。
発言者は「会長」「委員」「事務局」の記載とし、審議にかかる意見の部分については「会長」「委員」の区別はしない。
- (2) 会議録は、事務局で作成後、出席委員に郵送し、各委員の意見を聴いた後に、会長の署名をもって確定するものとする。

2 公開

会議録の確定後、行政資料コーナーに配架し、ホームページに掲載する。

第5 その他

会議の審議事項に公開とする事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月13日から施行する。